

居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 モルゲン・ハチジュウハチ
所在地	〒836-0862 福岡県大牟田市原山町3番地1
電話番号	0944-53-3879
代表者	代表取締役 永田 淑子

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称

事業所名	永田病院ケアプランサービス
所在地	〒836-0862 福岡県大牟田市原山町3番地1
連絡先	(電話) 0944-41-8555 (FAX) 0944-41-8556
事業者番号	4071500369
管理者	高見 美香
サービスを提供する地域	大牟田市・みやま市・荒尾市・南関町

(2) 当事業所の職員体制

	資格	人数	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1名 (常勤兼務)	ケアマネ業務 業務総括
介護支援専門員	介護支援専門員等	2名	ケアプラン作成等

(3) 営業日時

営業日	月曜日～土曜日 (但し、12/30～1/3を除く)
営業時間	午前9時～午後6時

*営業時間外は、下記の電話にて24時間の連絡体制（輪番制）を確保しております。
(緊急連絡先) 070-4456-0822

3 提供するサービスの内容

(1) サービス内容

- ① 要介護認定申請代行及び更新申請事務手続き
- ② 相談業務
- ③ 居宅サービス計画の作成
事業者の選定にあたっては公正中立に行う
- ④ 各サービス事業者との調整
必要に応じ保険福祉等の関係機関との連絡調整
- ⑤ サービス実施状況の確認

(2) 手続関係

- ① 重要事項の説明、契約書の締結
- ② 国民健康保険団体連合会への介護報酬請求業務

4 利用料金

(1) 利用料

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額です。
料金表を参照。

※保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、一旦利用料金を頂きサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

2の(1)にあるサービス提供地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

- | | |
|---------------------------------|------|
| ① 実施地域を越えた所を起点として片道5km未満 | 200円 |
| ② 実施地域を越えた所を起点として片道5km以上10km未満 | 300円 |
| ③ 実施地域を越えた所を起点として片道10km以上1kmにつき | 20円 |

(3) 解約料

解約についての料金は発生しません。

5 サービスの終了

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合、お申し出くださればいつでも解約できます。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足などやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- (3) 自動終了 以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要介護ではなくなった場合
 - ・利用者が死亡した場合

(3) その他

利用者やご家族等が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し

難しいほどの背信行為を行った場合やパワーハラスメント（暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為）やセクシャルハラスメントなどの行為等により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合、文書等で通知することにより、即座にサービス終了をさせていただく場合があります。

6 当事業所の方針・特色等

- ・当事業所の介護支援専門員は介護保険制度の主旨に沿い、利用者の心身の状況・環境に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場に立って援助を行います。
- ・居宅介護支援の実施にあたっては、利用者、家族の意思及び人権・尊厳を尊重します。利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。また、関係の市町村、医療機関、介護・福祉関係機関との連携を図ります。

7 情報開示

利用者の求めに従って、利用者自身に関する情報（利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。ただし、本人あるいは代理人でない方（他の家族等）からの請求につきましては、書面にて本人の了解を得てからになります。

8 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに、保険者に報告するものとします。

9 個人情報の取扱い

利用料および家族の情報については、必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

10 虐待の防止

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、従業者に対し定期的に研修会を実施する。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

11 ハラスメント対策

当事業所は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行うこととする。

12 業務継続計画

当事業所は感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

1.3 感染症対策

感染症の予防及びまん延防止などに関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。

1.4 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情等ございましたら、当事業所窓口までお申し出ください。また、下記の機関にも窓口があります。

- ① 当事業所が提供するサービスについて
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各事業所のサービスについて

永田病院ケアプランサービス TEL 0944-41-8555	相談受付時間 土日祝日を除く 9時から17時 窓口担当 管理者 高見美香
大牟田市役所福祉課 TEL 0944-41-2683	相談受付時間 土日祝日を除く 8:30-17:15
みやま市役所介護健康課介護保険係 TEL 0944-64-1555	相談受付時間 土日祝日を除く 9時から17時
荒尾市役所健康生活課介護保険係 TEL 0968-63-1418	相談受付時間 土日祝日を除く 9時から17時
南関町役場福祉介護保険係 TEL 0968-53-1111	相談受付時間 土日祝日を除く 9時から17時
福岡県国民健康保険団体連合会 TEL 092-642-7859	相談受付時間 土日祝日を除く 9時から17時
熊本県国民健康保険団体連合会 TEL 096-214-1101	相談受付時間 土日祝日を除く 9時から17時

居宅介護等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<料金表>

サービス利用料については、下記のとおりです。

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

要介護1・2	1,086 単位
要介護3・4・5	1,411 単位
特定事業所加算Ⅲ	323 単位

下記の要件に当てはまる場合に別途加算があります

加算・加算名称			単位数	算定回数・要件等
初回加算			300 単位	新規に居宅サービス計画を策定した場合 要介護状態区分が2段階以上変更になった場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）			250 単位	利用者が入院した日のうちに（営業外は翌日）、 医療機関の職員に対して必要な情報を提供した 場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）			200 単位	利用者が入院した日の翌々日までに、医療機関 の職員に対して必要な情報を提供した場合
退 院 ・ 退 所 加 算	カンファレンス 参加無	1回	450 単位	入院・入所されていた利用者が退院又は退所す るにあたり、病院などの職員と面談を行い、利 用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サ ービス計画を作成し、サービスの調整等を行っ た場合
		2回	600 単位	
	カンファレンス 参加有	1回	600 単位	
		2回	750 単位	
		3回	900 単位	
通院時情報連携加算			50 単位	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師 又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境 などの必要な情報提供を行い、医師又は歯科医 師などから利用者に関する必要な情報提供を受 けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス 加算			200 単位	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診 療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を 訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて 居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント 加算			400 単位	終末期の利用者に対して利用者又は家族から同 意を得たうえで算定する

